

(別紙)

地方消費者行政に対する財政支援を求める会長声明

2025年（令和7年）2月14日

旭川弁護士会 会長 大箸信之



- 1 消費者庁は、創設以来 15 年間にわたり、地方消費者行政を推進・強化するため、相談員の人事費にも充てられる交付金を地方自治体に交付し、消費生活センターの整備や消費者被害防止の取組を支援してきた。
- 2 ところが、地方消費者行政強化交付金（旧地方消費者行政推進交付金）が、令和7年度末に終了時期を迎える。その結果、今後、地方自治体の消費生活相談員や相談窓口の担当者の減員や、必要な消費者教育・啓発活動ができなくなってしまうなどの懸念が生じている。
- 3 そもそも、消費生活相談員は、消費者被害に遭った消費者の相談にいち早く対応し、消費者への助言をし、事業者との交渉を行うなど、消費者被害救済において極めて重要な役割を担っている。

消費者庁の令和6年版消費者白書によると、令和5年の全国の消費生活相談件数は約90.9万件であり、前年よりも約3.3万件増加しており、また、令和5年の消費者被害・トラブル推計額（既支払額（信用供与を含む。））は約8.8兆円であり、前年よりも2兆円以上増加している。

旭川市においても、令和5年度の相談件数は、2,596件で、令和4年度の2,472件から124件の増（約5%増加）となった。そのうち、広域連携している近郊7町（鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町及び東川町）の相談分は122件（約20%増加）である。詐欺的定期購入や、SNSを介した副業に関する相談など、新しい商法や悪質な手口がインターネットの進展とともに地方の津々浦々にまで波及していることがうかがわれ、地域住民の安全を守るためにも身近な消費生活相談窓口の重要性が再認識されている状況である。

- 4 当会は、平成30年5月17日付「地方消費者行政の充実・強化のための財政的支援」

の継続・拡充を求める会長声明を発表しているところではあるが、今般、改めて国に対し、①地方消費者行政強化交付金の交付期限を延長すること（少なくとも同交付金と同様に消費生活相談員の人事費にも充てることができる財政支援措置を早急に講ずること）、②地方の相談業務にこそ必要不可欠な「全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）」の刷新・運用及び消費生活相談のデジタル化の構築・運営のための経費などを、国が負担する措置を講ずべきことを強く求める次第である。

以上